

舞鶴市男女共同参画計画

# まいプラン

第3次



2017年3月

# 舞鶴市男女共同参画計画「まいプラン（第3次）」の 策定にあたって

舞鶴市では、<sup>※1</sup>男女共同参画社会実現のため、「舞鶴市男女共同参画計画（まいプラン）」を策定し総合的に施策を推進してきましたが、平成27年（2015年）に実施した「男女共同参画に関する市民・事業所アンケート調査」の結果によりますと、依然として様々な分野で性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が根強く存在しているなど、今後取り組むべき多くの課題が残されていることが明らかになりました。

このような状況の中、「まいプラン」の計画期間（平成19年度～28年度）の終了に伴い、新たに「まいプラン（第3次）」を策定しました。

## 基本理念

### 「女（ひと）と男（ひと） 自分らしく輝ける未来を」

家庭、職場、地域、学校などのあらゆる分野において  
男女が互いの人権を尊重しながら平等に参画し、個性に応じて能力の発揮ができ、  
その人らしい生き方で輝くことができる未来づくりをめざします。

## 基本目標

- 1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
- 2 男女が共に参画し、活躍できる環境づくり
- 3 男女が共に安心して暮らせるまちづくり

## 計画の性格

- 今後取り組むべき課題に対応した計画
- 市民の意見を反映させた計画
- 「新たな舞鶴市総合計画」を上位計画とする男女共同参画に関する総合的な計画
- <sup>※2</sup>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に定める「市町村推進計画」として位置付けた計画

## 計画期間

「まいプラン（第3次）」は、平成29年（2017年）4月から平成39年（2027年）3月末までの10年間を計画期間としており、社会の情勢や本市の状況などを踏まえながら、各施策の調整、評価などを行う中で必要に応じて計画の見直しを行います。

## 基本目標1

# 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

根強く残る<sup>※3</sup>固定的性別役割分担意識の解消をめざして生涯を通じた男女共同参画への意識づくりを進めるとともに、地域に根差した推進拠点の利用促進を図ります。

## 施策の方向と具体的施策

### (1) 男女共同参画への意識づくり

男女が生涯を通じて個性や能力を発揮し自分らしい生き方ができるよう、生活習慣などを通して根強く残っている固定的性別役割分担意識の解消をめざします。

- 1 男女共同参画に関する理解の促進
- 2 教育・学習の場における推進
- 3 国際理解と国際交流の推進

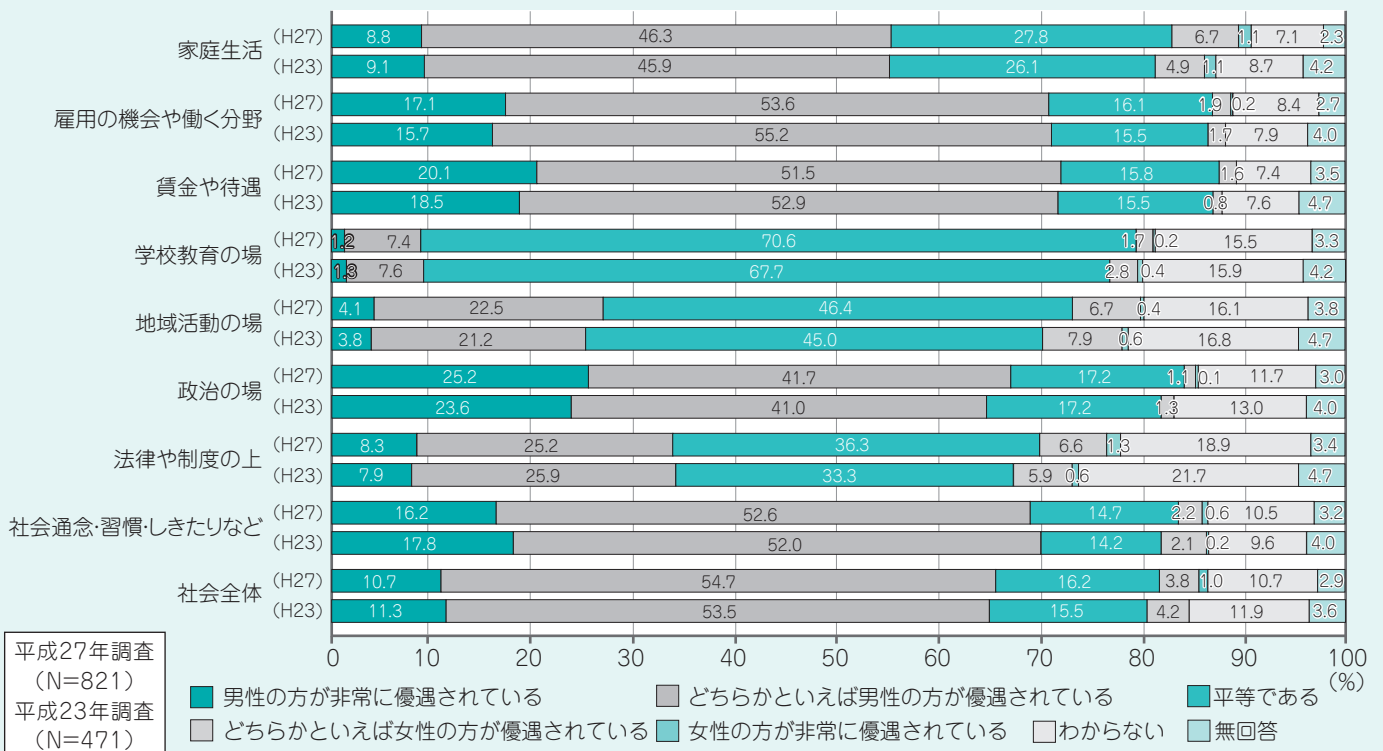
### (2) 地域に根ざした推進拠点の充実と利用の促進

フレアス舞鶴（男女共同参画センター）の機能や実施事業などについて積極的な情報発信に努め、老若男女問わず誰もが訪れやすい施設づくりを進めます。

- 1 利用しやすい施設づくりの推進
- 2 市民や各団体との協力・連携の促進と支援

目標指標	現状値 H27 (2015)	目標値 H39 (2027)
市民アンケート調査において「社会全体の男女の地位が平等である」と思う人の割合	16.2%	30%
市民アンケート調査において「舞鶴市男女共同参画計画を知っている」という人の割合	3.2%	30%
フレアス舞鶴の年間利用者数	26,469人	35,000人
市民アンケート調査において「フレアス舞鶴」を知らない人の割合	39.1%	20%

## 各分野における男女の平等感



## 基本目標②

# 男女が共に参画し、活躍できる環境づくり ＜舞鶴市女性活躍推進計画＞

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思決定の場に参画し、共に協力し合い活躍できる機会が確保される環境づくりを進めます。

## 施策の方向と具体的施策

### (1) あらゆる分野における女性の活躍推進

すべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けた取り組みを推進します。また、政策、方針など意思決定の場における女性の登用の拡大を図ります。

- 1 女性の職業生活における活躍の推進
- 2 各種審議会など政策・方針決定の場への女性の参画拡大
- 3 市役所の女性職員の職域拡大と登用促進
- 4 あらゆる分野への女性のチャレンジ支援
- 5 女性の活躍に向けた地域や団体における取り組み支援、人材の育成

### (2) 男女が共にいきいきと働くための環境づくり

継続して就業を希望する男女のため、仕事と生活の両立支援やハラスメントの防止対策などの情報提供を通して企業における環境整備の啓発・促進を行います。

- 1 男女が共に働きやすい環境づくり
- 2 雇用の場における男女の機会・待遇の均等の推進
- 3 農林水産業、商工業などの自営業に従事する女性への支援

### (3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

<sup>※4</sup> ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、男女が共に家庭や地域での役割を担うことや働き方の見直しなど、社会全体への理解促進に向けた啓発を行います。

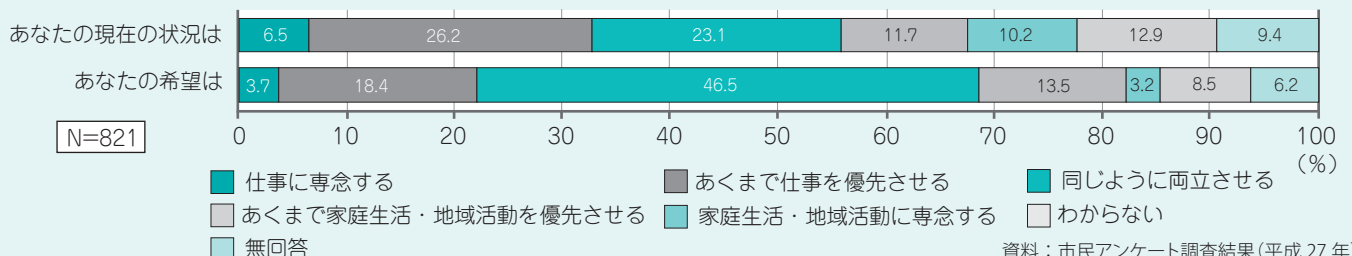
- 1 男女が共に支え合う家庭・地域づくり
- 2 子育て支援の充実
- 3 介護サービスの充実
- 4 男性の家庭における活動への参加の促進
- 5 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

目標指標	現状値 H27 (2015)	目標値 H39 (2027)
審議会・委員会委員の女性の割合	25.3%*1	35%
女性委員のいない審議会・委員会等の数	6*1	0
市職員の管理職に占める女性職員の割合	10.9%*1	15%*2
事業所アンケート調査において「女性の活躍促進に向けての取り組みを何もしていない」という事業所の割合	32.5%	15%
事業所向けの啓発資料の送付回数	年間2回	年間4回
事業所アンケート調査において「ワーク・ライフ・バランスについて言葉も内容も知っている」という事業所の割合	38.5%	80%
事業所アンケート調査において「ワーク・ライフ・バランスを職場で推進していくことについて必要」という事業所の割合	24.8%	50%

\*1 H28年(2016年)4月

\*2 H28年(2016年)3月 女性活躍推進法に基づく舞鶴市特定事業主行動計画の平成31年度の目標

## 仕事・家庭・地域活動の位置づけ



### 基本目標③

## 男女が共に安心して暮らせるまちづくり

配偶者などからの暴力の根絶を図ります。また、いつ、どこで起こるか分からない災害に備えられるよう、男女双方からの視点を取り入れた地域防災を進めます。

### 施策の方向と具体的施策

#### (1) 配偶者等からの暴力の根絶

被害者が一人で悩むことのないよう、相談機関の情報提供や、関係機関が連携して相談から自立までの支援を行うなど、安心して相談できる体制づくりを進めます。

- 1 配偶者等からの暴力の予防と意識啓発
- 2 <sup>※5</sup> DV対策基本計画に基づく被害者支援に関する施策の推進

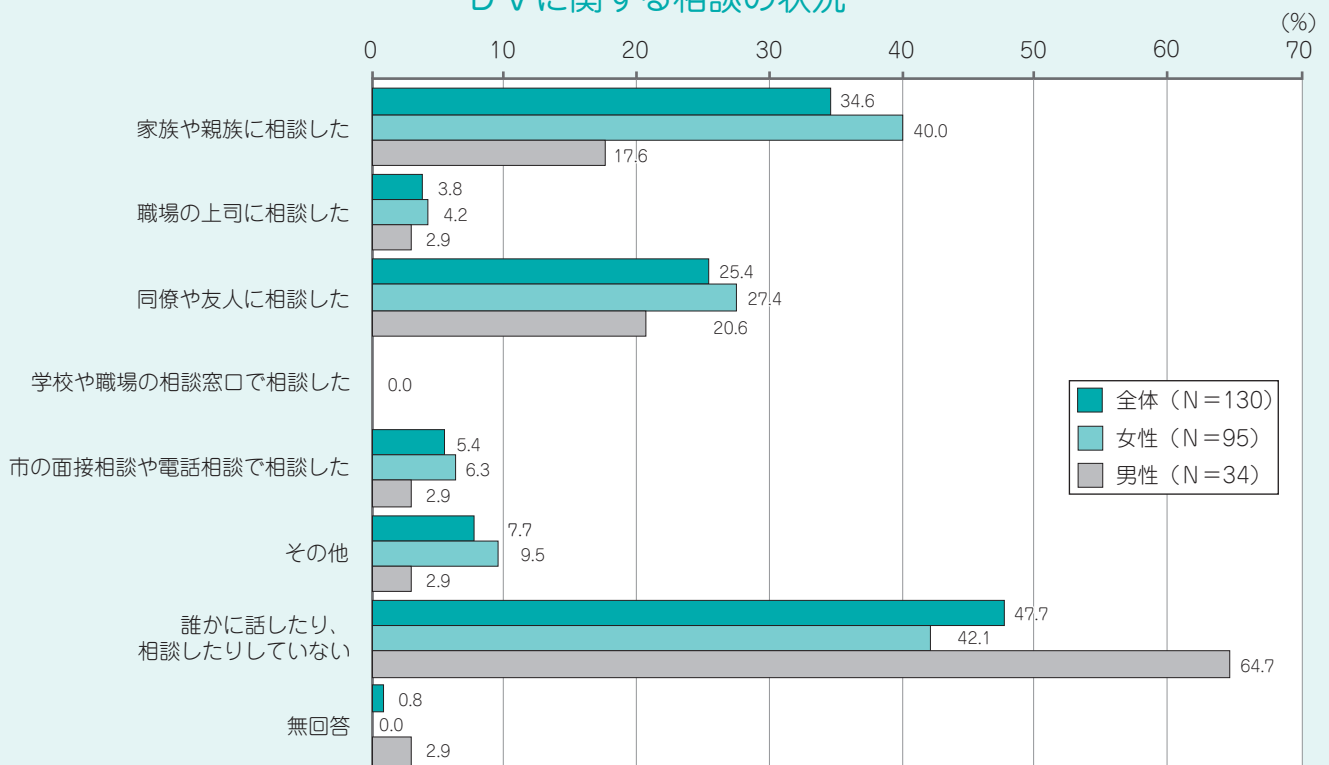
#### (2) 誰もが安心して暮らせるまちづくり

様々な災害に備えた防災対策の取り組みや、男女の心とからだの健康に関する適切な情報提供などを通して、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けた環境整備を進めます。

- 1 地域防災における男女共同参画
- 2 生涯にわたる心とからだの健康づくり支援
- 3 男女の性を共に理解し尊重する考え方の啓発
- 4 誰もが住みよさを実感するまちづくりの推進

目標指標	現状値 H27 (2015)	目標値 H39 (2027)
市民アンケート調査において「市のDV相談窓口を知っている」という人の割合	17.2%	50%
市民アンケート調査において「DV被害を受けた経験がある」人のうち「誰かに相談した」という人の割合	51.5%	80%

### DVに関する相談の状況



資料：市民アンケート調査結果(平成27年)

## 計画の推進

1. 計画の推進に関する施策は、市政のあらゆる分野にわたっているため、その推進にあたっては全庁的に取り組めます。
2. 舞鶴市男女共同参画推進条例に基づき、本市における男女共同参画に関する基本的な考え方や、市民、事業者、教育者、市それぞれの役割を明らかにすることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。
3. 舞鶴市配偶者等からの暴力及び被害者の保護・自立支援に関する計画（舞鶴市DV対策基本計画）に基づき、DVの未然防止や被害者の発見から保護・自立まで切れ目のない支援に総合的かつ一体的に取り組めます。
4. 男女共同参画の推進にかかる事項を調査・審議するため、男女共同参画審議会を開催し施策に反映します。
5. 男女共同参画社会を実現するための拠点施設であるフレアス舞鶴（男女共同参画センター）の機能の強化に努めます。

### 用語説明

#### ※1 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことをいいます。

#### ※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

働くことを希望する女性が職業生活においてその個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、迅速かつ重点的に推進し、その結果として男女の人権が尊厳され、豊かで活力のある社会を実現することを目的とする法律です。男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、基本原則を定め、国、地方公共団体、事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主行動計画の策定、支援措置などについて定められています。

#### ※3 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力などによって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要業務、女性は補助的業務」など、男性、女性という性別による役割を固定化する考え方や意識のことをいいます。

#### ※4 ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

#### ※5 DV（ドメスティック・バイオレンス）

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には、「夫婦や恋人など親密な関係にある、またはあった男女間で起こる暴力」のことをいいます。

## 舞鶴市男女共同参画計画「まいプラン(第3次)」概要版

【発行】舞鶴市 〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地  
TEL. 0773-66-1022 FAX. 0773-62-9891

平成 29 年 (2017 年) 3 月